議案第　１２９　号

周南市病院事業基金条例制定について

周南市病院事業基金条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市病院事業基金条例

（設置）

第１条　周南市立新南陽市民病院の施設等の整備を円滑に推進するため、周南市病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、周南市病院事業会計予算（以下「予算」という。）をもって定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、第１条の目的に係る事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び

利率を定めて、基金に属する現金を周南市病院事業会計資金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。